

# 富山縣に於ける道路愛護事業の概況

## 富山縣土木課

### 一、本縣に於ける道路愛護事業の重要性

本縣の道路は過去數年來産業及農村振興時局匡救土木事業等の實施或は日滿博の開催により國道（改良延長二一、二九七米）府縣道（改良延長一四一、七一七米）並に町村道（三五六、一四四米）等の改修延長は實に目醒しき増加振りを示すと共に道路面の改善又覺醒の感を抱かしめるものがある。其の結果町村道にあつても、其の主要なるものは幅員を擴張し何れも自動車の通行可能となり最近の高速交通機關の加速度的發達と共に必然的に交通量の激増を招來するに至つたのである。これが爲府縣道、市町村道を

通じて路面の損傷が從來に比較し實に甚しく何等かの方法により、地方民の間に道路愛護の精神を普及徹底せしめ、その自覺に基きて彼等を道路管理者と協力せしめ以つて道路の維持保全に奉仕せしめるにあらざれば縣下の道路網殊に過去數年間に亘り巨費を投じて漸く成し遂げられた是等改修道路を充分に維持修繕し交通の安全を期すると言ふ事は財政上頗る困難な状態を生ずるに至つたのである。尤も本縣では早くより道路維持獎勵規程なるものを制定し地方沿道民に對し道路愛護の觀念を獎勵しつゝあつた爲、從來と雖も局部的には此の愛護作業が行はれつゝあつたのである。が併し是は一地方にのみ限られてゐた爲（主として氷見管内）遺憾乍ら極めて成績不振の状態であつたのであ

る。茲に於て縣は將來一層地元沿道民に對し道路愛護觀念を普及徹底せしめ、道路愛護團體の組織を一般化し同時にそれを一定の制定の下に置きて統制を充分ならしめ且つ直接地元民に接觸する各所轄土木出張所員をして作業上必要なる指導をなさしめ、全幅的に効果を擧げるの目的を以て本年三月從來の如き消極的な「道路維持獎勵規程」は之を廢し今回積極的な道路愛護獎勵規程なるものが制定公布されたのである。幸にも該規程の制定以來本縣に於ける道路愛護事業は關係々員の熱誠なる道路愛護思想の普及宣傳と地元民の洞察力ある理解援助等により日尙淺きに不拘、今日までに届出ありたる道路愛護會の團體數は實に二一三團體、會員數六〇、七三七人届出道路延長は國道二九、〇二五米府縣道八〇八、五七〇米であつて全延長は一、八五五、〇〇〇米に對し約四五%の好成績振りを示してゐる。而して是等愛護團體は適宜作業の實施をなし何れも顯著なる効果を收めつゝある。今次に叙上の數字を各土木出張所別に表示せば

道路愛護會參加狀況調 (其の一) 昭和十二年九月十日現在

出張所名	參加團體數 ( )は所管 町村數	參加 町村數	參加人員	審査を受くべ き國府縣市町 村道延長
入善	二 (二八)	二	八五三	二九、五〇三
魚津	二九 (二四)	一七	三、一六六	二二六、一一四
五百石	五二 (三五)	二四	七、六八九	三〇一、九三五
富山	二九 (四三)	九	二、八八六	二二五、七二九
高岡	三四 (五一)	三四	二四、三三三	二〇一、七三四
石動	四八 (六〇)	四三	一二、六三四	七七三、六〇五
氷見	一九 (二一)	一九	九、一七六	三〇八、〇二七
計	二二三 (二六二)	一四八	六〇、七三七	二、〇六六、六四七

右表を更に郡市別に表示せば

道路愛護會參加狀況調 (其二)	參加團體數 ( )は管内 町村數	參加 町村數	參加人員	審査を受くべ き國府縣市町 村道延長
郡市名				
富山市	—	—	—	—
高岡市	二	二	一九六	一、七二三

下新川郡	(四三)	一三	二、八六六	一七一、一七一
中新川郡	(五二)	二七	七、八二二	三〇六、九五八
上新川郡	(二四)	六	二、四九五	一八〇、五九〇
婦負郡	(三二)	六	一、四一一	一二四、五六二
射水郡	(二八)	一八	一三、五八〇	一〇一、六一三
東礪波郡	(三九)	二七	一四、五一四	四六五、四四七
西礪波郡	(四三)	三〇	八、六七七	四〇六、五六六
水見郡	(二二)	一九	九、一七六	三〇八、〇二七
計	(二六二)	一四八	六〇、七三七	二、〇六六、六四七

の盛況ぶりであつて今後共官民一體となり一層之が普及徹底を期してゐるのである。

## 二、道路愛護作業の實施狀況

上述せる如く今日までの届出愛護團體数は實に二一三團體にも及ぶ本縣の爲に寔に同慶に堪へないと同時に、眞に

是等團體に於ける愛護思想の普及程度は實際作業の施行によつて實現し窺はれるのであるから、次に本年六月以來續々各町村に於て實施されつゝある道路愛護會の作業狀況を左に各土木出張所別に表示せば

### 道路愛護會作業成績調 (昭和十一年九月一日現在)

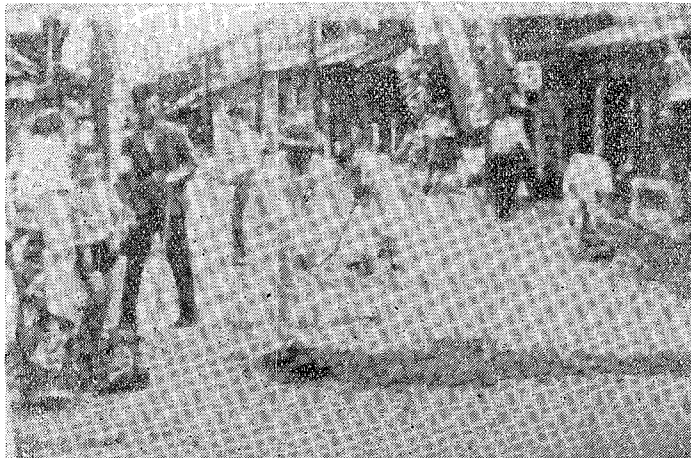
土木出張所別	施行箇所數	施行團體數	作業道路延長	出役延人員
入善	一九	一	三八、三九〇 <sup>米</sup>	六一六
魚津	六四	二〇	七八、〇〇五	二、六三七
五百石	一七二	一八	一三三、三四八	四、六七四
富山	一九	四	五三、二二二	一、二四一
高岡	二五	四	五八、七一八	一、七九八
石動	一七二	二六	二二〇、〇六五	五、三七六
水見	一七九	一九	二九四、六四六	九、九七六
計	六五〇	九二	八七六、三八四	二六、三一八

右表によつて觀る如く僅かに一日宛の奉仕作業が忽ちにして二二、〇〇〇圓の經費が節約されるのであるから以て如何に公共的奉仕作業の効果顯著にして偉大なるか窺はれるのである。最近獨逸の大總統アドルフ・ヒットラーは全

國の學生團體を動員し年に一度は必ず國家奉仕デーとして  
 土木事業  
 其他に従  
 事させ日  
 頃より青  
 年の身心  
 鍛鍊と公  
 共心漸養  
 に努めつ  
 ゝありと  
 聞く、こ  
 れも現下  
 の歐洲非  
 常時がさ  
 うさせた  
 のであら  
 うが兎もあれ大衆の力ほど偉大なるものはない。此の意味



上市町道路愛護作業實況



東水橋町道路愛護作業實況

に於ても非常時克服を叫ばれつゝある今日、地方産業文化  
 の原動力  
 をなす道  
 路網の完  
 備と、そ  
 の愛護に  
 は文字通  
 りの官民  
 一體とな  
 り効果を  
 擧げる事  
 に邁進せ  
 ねばなら  
 ぬ。

### 三、道路愛護の施設

上述せる如き趣旨に基き別項の如き規程により積極的に道路愛護を獎勵しその普及徹底を盡しつゝあり。

#### 道路愛護獎勵規程（昭和十一年三月三十一日）

第一條 道路ニ關スル公共心ヲ涵養シ道路愛護ノ精神ヲ普

及シテ國道府縣道、市道及町村道ノ維持保全ヲ期スル爲

道路愛護會ヲ組織シ其ノ成績優良ナルモノ又ハ道路ニ關

シ篤行アリト認ムル者ハ本規程ニ依リ之ヲ表彰ス

第二條 道路愛護會ヲ組織シ得ルモノハ左ニ掲クル團體ト

ス

一 市町村又ハ市町村ノ一部ヲ區域トスル團體

二 市町村内ニ於ケル青年團、在郷軍人分會、消防組、

防護團、婦人會等及道路愛護ヲ目的トスル團體

第三條 道路愛護會ヲ組織シタルトキハ左ノ事項ヲ具シ毎

年十一月三十日迄ニ所轄土木出張所ヲ經由シ知事ニ届出

ツヘシ

一 團體名及代表者

二 事務所在地

三 團體ノ組織及團體員數

四 審査ヲ受クヘキ道路ノ種類、路線名、延長及一般幅員（見取圖添附）

五 事業執行ノ方法及概要

六 道路ノ現況調査表（別記第一號様式）

第四條 土木出張所長前條ノ届出ヲ受ケタルトキハ所轄警察署長ニ之ヲ通知スヘシ

第五條 所轄土木出張所長及警察署長ハ道路愛護會ヲ組織シタル團體ニ對シ常ニ其ノ区域内ノ道路ニ關スル公共心

ノ厚薄及道路愛護作業ノ狀況等ヲ視察シ其ノ成績ヲ考查スヘシ

第六條 道路愛護會ハ所轄土木出張所長ト協議ニ依リ其ノ

區域ノ起終點ニ別記第二號様式ニ依ル標柱ヲ建設スヘシ

第七條 道路愛護會ハ左ノ事業ヲ行フモノトス

一 路面ノ保持

二 排水ノ整備及道路附屬物ノ保全

三 交通障礙物ノ除去

四 災害時ニ時ケル防備

五 道路愛護思想ノ普及宣傳

第八條 道路愛護會ハ別記第三號様式ニ依リ作業日誌及收支簿ヲ常備シ前條ニ依ル事業ヲ爲シタルトキハ該當事項ヲ記入シタル上所轄土木出張所員巡視ノ際其ノ認印ヲ受クヘシ

第九條 道路愛護會ノ事績ハ曆年ニ依ルモノトシ別記第四號様式ニ依ル成績報告書ヲ翌年一月二十日迄ニ所轄土木出張所ヲ經テ之ヲ知事ニ提出スヘシ

第十條 土木出張所長前條ノ報告書ヲ受理シタルトキハ其ノ實況ニ徴シ別記第五號様式ニ依ル現況調査成績表ヲ作製シタル上所轄警察署長トノ協議ニ依リ順位ヲ附シテ一月三十一日迄ニ之ヲ知事ニ進達スヘシ

第十一條 知事ハ審査會ヲシテ前條ノ報告ヲ審査セシム

第十二條 審査ハ道路ニ關スル公共心ノ厚薄ヲ調査スルヲ

以テ目的トスルモ其ノ標準概ネ左ノ如シ

一 當該團體ガ愛護シタル道路ニ對シ第七條各項ニ依ル措置宜シキヲ得タルノ外作業及出役狀況ノ良否

二 費用又ハ勞力ノ負擔及運用方法ノ良否

三 團體全般ノ愛護思想普及狀況ノ良否

四 前各號ノ審査ニ際シテハ該道路ノ構造及交通ノ狀況等參加當時ノ程度ヲ斟酌スルコト

第十三條 審査ノ結果成績優良ナルモノハ之ヲ五等ニ分チ豫算ノ範圍内ニ於テ褒賞ヲ授與ス

第十四條 道路ニ關スル篤行者アルトキハ所屬市町村長ハ其ノ事績ヲ錄シ所轄土木出張所ヲ經テ知事ニ上申スヘシ  
土木出張所長前項ノ書類ヲ受理シタルトキハ所轄警察署長ト協議ノ上意見ヲ附シ進達スヘシ

第十五條 知事ハ前條篤行者ノ事績ヲ第十一條ノ規定ニ依ル審査會ニ附シテ審査セシメ之ヲ表彰スルコトアルヘシ

第十六條 道路愛護參加團體ニシテ作業上土石等ノ材料ヲ要スルトキハ無償採取セシムルコトアルヘシ

前項ニ依リ土石ノ採取ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄土木出張所長ノ承認ヲ受クヘシ

- 一 採取希望地先
- 二 採取地域ノ面積（平坪）
- 三 土石ノ種類並ニ毎種ノ數量（個數又ハ立坪）
- 四 採取ノ始期及終期
- 五 使用地先並ニ使用方法
- 六 陸揚地先

土木出張所長前項ノ申出ヲ受ケタルトキハ採取場所ヲ指定シタル上別記第六號様式ニ依ル承認旗ヲ交付スヘシ

附 則

昭和十一年ニ限り第三條ニ依ル届出ハ昭和十一年四月三十日迄トス

別 記（省略）

尙道路愛護審査會規程あるも省略す。

道路愛護ニ關スル件

（昭和十一年三月三十一日 通牒  
市町村長宛 松岡富山縣經濟部長）

軌近道路ニ據ル 高速交通機關ノ發達ニ伴ヒ道路交通愈々

繁劇ヲ加ヘ將ニ急行車輛ニ依ルノ交通狀勢ニ推移スル現況ト相成候處道路ノ機構モ亦擴充ヲ要シ候ニ付縣ニ於テハ每年度財政ノ許ス範圍ニ於テ銳意道路ノ維持改良ヲ爲シ進ンデハ市町村ニ補助シテ市町村道ノ改築ヲ助成シツ、アル現狀ニ有之他面道路管理者タル貴職ニ於テモ營々道路ノ保全ニ御盡瘁相成居候得共加速度ニ進展スル現下ノ交通狀勢ニ鑑ミテモ限リブル人員ト經費トヲ以テ其ノ完璧ヲ期スルハ蓋シ至難ノ業ニ屬スル所ニ有之候

願フニ文化ノ普及產業ノ開發ハ道路施設ノ良否ニ影響スル處甚大ニシテ之ガ改善ヲ畫スルハ管理者ノ義務ナリトハ道路法ノ命スル所ニ候得共之ガ實行ニ關シテハ財政上困難ナルノミナラズ日常道路ノ保全又容易ナラザルコトト被認從而當事者ノ努力モ當然乍ラ之ガ完全ヲ期スルニハ勢ヒ沿道市町村民ノ協力寄與ニ俟タザルベカラザルモノ有之候然ルニ近時道路ニ關スル法令ノ發布ト共ニ地元民ハ法令上直接道路保全ノ義務ナキヲ理由トシテ一ニ管理者ノ爲ス所ニ委セ敢而不顧ノ風有之ハ古來ノ良俗美風漸ク頽廢スル哉ノ紀

憂ナントセズ實ニ遺憾ト被存條道路ノ維持修繕ニ關シテ  
 ハ市町村ハ勿論青年團、在郷軍人分會、消防組、婦人會等  
 各種團體ノ眞摯ナル後援ヲ得テ道路愛護ニ係ル訓練ヲ爲シ  
 自治公共ノ念ヲ涵養スルト共ニ他面交通ノ整理ト地方文化  
 産業ノ興隆トニ資シタキ目的ヲ以テ今般道路愛護獎勵規程

ヲ制定シ本日縣報ヲ以テ告示相成候次第ニ付右様管内各種  
 團體へ洩レナク周知セシメラレ實行ノ運ビニ立到ル様可然  
 御取計相成度此段及通牒候也  
 附記 學務部長、警察部長への依頼並各土木出張所長宛通

牒あるも省略す。

# 道路改良の經濟的効果に就て

守屋 秋 太郎

## 序 論 目 次

- 一、(兵庫縣) 二號國道  
 自大阪府界(阪神國道)  
 至神戸市
- 二、(滋賀縣) 同  
 甲賀郡山内村地内(鈴鹿峠)
- 三、(岐阜縣) 八號國道  
 自岐阜市(岐垣國道)  
 至大垣市
- 四、(山梨縣) 同  
 自南都留郡船津村  
 至東八代郡金生村

- 五、(群馬縣) 九號國道  
 自高崎市(以上昭和十一年九月號)  
 至前橋市
- 六、(京都府) 府縣道  
 久多京都線
- 七、(兵庫縣) 府縣道  
 伊丹尼ヶ崎港線
- 八、(埼玉縣) 府縣道  
 忍松山線
- 九、(千葉縣) 府縣道  
 吉田大和田線
- 一〇、(青森縣) 府縣道  
 弘前鱒ヶ澤線
- 一一、(福井縣) 府縣道  
 米ノ浦武生線